Ｈａｐｐｙ Ｂｏｎｄパートナー規程

一般社団法人Ｈａｐｐｙ　Ｂｏｎｄ

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人Ｈａｐｐｙ　Ｂｏｎｄ（以下「当法人」という。）の定款第８条に基づき、定款第５条第２号から第４号までに定める応援パートナー、寄付サポーター及び企業協賛（以下、これらを総称して「Ｈａｐｐｙ Ｂｏｎｄパートナー」という。）に関し、入会、会費、活動、遵守事項、安全配慮その他必要な事項を定めることを目的とする。

（社員資格との関係）

第２条　Ｈａｐｐｙ Ｂｏｎｄパートナーは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員ではなく、総会における議決権その他社員としての権利を有しない。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）応援パートナー　定款第５条第２号に定める会員をいい、年会費により当法人の活動を支援するとともに、第５章に定める活動に参加する個人又は団体をいう。

（２）寄付サポーター　定款第５条第３号に定める会員をいい、月会費又は年会費を継続的に納入することにより当法人の活動を財政的に支援する個人又は団体をいう。

（３）企業協賛　定款第５条第４号に定める会員をいい、年会費その他の方法により当法人の活動を支援する企業又は団体をいう。

（４）活動　当法人が定款第３条に定める事業の遂行のために実施し、又は募集するボランティア活動をいう。

（５）保護動物　当法人が保護し、又は管理する犬、猫その他の愛玩動物をいう。

（６）一時預かり　定款第３条に定める事業として、譲渡先が決定するまでの間その他一定の期間、保護動物を当法人以外の場所において飼養することをいう。

（７）継続決済　Ｈａｐｐｙ Ｂｏｎｄパートナーがあらかじめ指定した決済方法により、当法人が定める周期で自動的に会費が決済されることをいう。

（規程の適用関係）

第４条　Ｈａｐｐｙ Ｂｏｎｄパートナーに関する事項は、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

２　この規程に定めのない事項は、定款、当法人のその他の規程、関係法令及び理事会の決定による。

第２章　入会及び会員資格

（入会の申込み）

第５条　Ｈａｐｐｙ Ｂｏｎｄパートナーとなろうとする者は、当法人のウェブサイト上の申込フォームその他当法人所定の方法により、必要事項を届け出て申し込むものとする。

２　未成年者がＨａｐｐｙ Ｂｏｎｄパートナーとなろうとするときは、親権者その他の法定代理人の同意を要する。

（規程の承認）

第６条　前条の申込みを行った者は、定款及びこの規程の内容を承認したものとみなす。

（入会の成立）

第７条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーの資格は、当法人が第５条の申込み及び会費の初回の入金を確認し、かつ、理事会が入会を承認したときに、当該入金の日に遡って生ずる。

（入会の拒絶）

第８条　当法人は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、入会を承認しないことができる。

（１）申込みに際し、偽名その他の虚偽の事項を届け出たとき

（２）過去に当法人の活動を妨げ、又は当法人の名誉若しくは信用を損なう行為をしたとき

（３）第２２条第１項の表明及び保証をすることができないとき

（４）申込者が企業又は団体である場合において、その事業の内容が当法人の目的又は動物の愛護の理念に照らして適当でないと認めるとき

（５）その他前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断したとき

２　当法人は、前項により入会を承認しないときは、その旨を電磁的方法又は書面により申込者に通知する。

（会員資格の継続）

第９条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーの資格は、当法人の定める方法により会費が払い込まれ、当法人がその入金を確認したことをもって継続されるものとする。

（区分の変更）

第１０条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、当法人所定の方法により、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーの区分の変更を申し出ることができる。区分の変更は、変更後の区分に係る会費の入金を当法人が確認した時に効力を生ずる。

（届出事項の変更）

第１１条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、氏名、名称、住所、連絡先、決済方法その他の届出事項に変更が生じたときは、速やかに当法人に通知しなければならない。

２　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーが前項の通知を怠ったことにより当該ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーに生じた損害については、当法人の故意又は重大な過失による場合を除き、当法人は責任を負わない。

（会員資格の継承）

第１２条　個人の資格で入会したＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーが死亡したときは、その会員資格は失われる。

２　法人又は団体の資格で入会したＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーが、合併その他の事由によりその地位を承継させたときは、これを承継した法人又は団体は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知しなければならない。但し、当法人は、第８条に基づき地位の承継を拒絶することができる。

第３章　会費及び寄付

（会費）

第１３条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。

（１）応援パートナー（個人・団体）　年額５，０００円以上

（２）寄付サポーター（個人・団体）　月額１，０００円以上

（３）企業協賛（企業・団体）　年額５０，０００円以上

２　前項の会費の額は、定款第１０条第５号により、総会の決議によって定める。

３　寄付サポーターが年会費による納入を希望する場合の取扱いは、理事会が別に定める。

４　会費は、当法人が指定する決済方法により納入する。

（継続決済）

第１４条　継続的に納入する会費は、申込みの日を基準日として、継続決済の方法により納入するものとする。

２　会費の額、口数、決済方法その他の変更は、当法人所定の方法により行う。当法人は、変更の申出を確認した後、次回以降の決済に反映する。
３　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、前２項の処理について、金融機関等の処理手続都合や約款等により、予期せぬ時期に決済が行われうることを承知する。

（会費以外の寄付）
第１５条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、会費のほか、随時、金銭又は物品の寄付を行うことができる。
２　金銭以外の寄付は、当法人が受領を承認したものに限る。当法人は、保管、運搬若しくは処分に過分の費用を要する物品又は当法人の事業に適しない物品については、受領を辞退することができる。
３　当法人は、受領した物品を、当法人の判断により、事業のための使用、他の団体への提供、換価その他の方法により活用することができる。

（会費及び寄付金の管理並びに使途）
第１６条　当法人は、受領した会費及び寄付金を当法人の会計において適正に管理し、定款第３条に定める目的及び事業の遂行のために使用する。
２　寄付者が使途を指定して寄付を行った場合、当法人は、合理的な範囲でその意向を尊重するよう努める。ただし、指定された使途に充てることが困難であるときは、当法人は、当該寄付者に通知したうえで、当法人の目的の範囲内で他の用途に充てることができる。

（拠出金品の不返還）
第１７条　既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。ただし、二重決済その他当法人の責めに帰すべき事由による過誤入金があったときは、この限りでない。

（領収書及び税制上の取扱い）
第１８条　当法人は、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーの求めに応じ、会費又は寄付金に係る領収書を発行する。
２　会費及び寄付金に係る税制上の取扱いは、当法人の税法上の区分及び関係法令によって定まる。当法人は、会費又は寄付金が当然に寄附金控除その他の税制上の優遇措置の対象となることを保証するものではない。

第４章　休会、退会及び会員資格の喪失

（休会）
第１９条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、当法人所定の方法により、休会を申し出ることができる。
２　休会の取扱いは、次の各号のとおりとする。
（１）休会の期間は、３か月を一単位とする。
（２）休会の期間の延長は、一単位に限り認める。
（３）休会の期間中は、会費の納入を要しない。
（４）当法人は、休会の期間の満了の一か月前に復会の意思を確認し、期間の満了の日の属する月の翌月分から会費の請求を再開する。
３　休会の期間中は、第５章に定める活動への参加を行わない。

（退会）
第２０条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、当法人のウェブサイト上の退会申込フォームに入力して提出する方法又は電磁的方法若しくは書面により、１か月前に申し出ることにより、退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときはいつでも退会できる。
２　当法人は、前項の申出を確認した後、次回以降の会費の決済を停止する手続を行う。決済処理の時期により、申出の直後に予定されていた決済が実行されることがあるが、精算は行わないものとする。

（会員資格の喪失）

第２１条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
（１）退会を申し出たとき
（２）本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき、又はＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーである法人若しくは団体が解散したとき
（３）破産手続開始の決定を受けたとき
（４）会費の納入を怠り、当法人の催告後一か月以内に納入しないとき
（５）住所、氏名の変更等により当法人からの送付物が到達しなくなり、会員を継続する意思がないと認められるとき
（６）除名されたとき
２　前項第５号により資格を喪失した者から再度の申込みがあったときは、当法人は、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーとして再登録することができる。

（反社会的勢力の排除）
第２２条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、自己及び自己の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを、当法人が用意した様式により表明し、保証する。
２　当法人は、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーが前項の表明及び保証に反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにその会員資格を喪失させ、活動への参加を終了させ、又は協賛表示を停止することができる。
３　前項の場合において、当法人は、これによりＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーに生じた損害について責任を負わない。

（除名）
第２３条　当法人は、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
（１）定款、この規程その他当法人の規則又は当法人の指示に違反したとき
（２）第３０条の遵守事項に違反し、又は第３１条の禁止事項に該当する行為をしたとき
（３）当法人の名誉若しくは信用を損ない、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
（４）その他当法人の活動を妨げる行為をしたとき
２　当法人は、除名に先立ち、当該ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーに弁明の機会を与えるよう努める。

（活動への参加の停止）
第２４条　当法人は、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーが前条第１項各号のいずれかに該当する疑いがあるときは、事実関係が明らかになるまでの間、活動への参加を停止することができる。

（資格喪失の効果）
第２５条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーが退会し、又は会員資格を喪失したときは、第５章に定める活動への参加資格は、同時に終了する。
２　資格の喪失によっても、第３９条に定める秘密保持の義務及び第４６条に定める損害賠償の責任は、その効力を失わない。

第５章　応援パートナーの活動

（活動への参加）
第２６条　応援パートナーは、当法人が依頼し、又は募集する活動のうち、本人が同意したものに参加する。
２　当法人は、活動の内容に応じ、あらかじめ当法人所定の活動登録を求めることができる。この場合において、当法人は、面談、説明会への参加、研修の受講その他の方法により、活動への参加の可否を判断することができる。

３　当法人は、応援パートナー以外の会員又は会員でない者に対しても、適当と認めるときは、この章の定めを準用して活動への参加を認めることができる。

（活動の区分）

第２７条　活動の区分は、おおむね次のとおりとし、その詳細は当法人が別に定める。

（１）保護動物の一時預かり
（２）保護動物の飼養管理の補助（給餌、清掃、散歩、通院の同行等）
（３）保護動物の搬送及び運搬
（４）譲渡会、動物愛護啓発イベントその他の催事の企画、準備及び運営
（５）子ども食堂の運営の補助（調理、配膳、片付け、学習支援、見守り等）
（６）広報、写真撮影、記事作成、ウェブサイトの運用その他の情報発信の補助
（７）物品の製作、販売の補助、寄付物品の仕分けその他の事務の補助
（８）その他当法人が依頼する活動

（活動の無償性及び実費）

第２８条　活動は、無償を原則とする。

２　当法人は、活動に伴い必要となった交通費、飼料費、医療費その他の実費について、当法人が別に定める基準により負担し、又は精算することができる。

３　前項の実費の負担は、活動の対価ではなく、活動に参加する者と当法人との間に雇用関係その他の労務の提供に関する契約関係を生じさせるものではない。

（未成年者の活動）

第２９条　未成年者が活動に参加しようとするときは、親権者その他の法定代理人の同意を要する。

２　当法人は、活動の内容、危険の程度その他の事情を考慮し、年齢による参加の制限を設け、又は保護者の同伴を条件とすることができる。

（遵守事項）

第３０条　活動に参加する者は、次の各号を遵守しなければならない。

（１）定款、この規程、当法人の定める規則及び関係法令を遵守すること
（２）当法人の役員又は担当者の指示及び活動場所の規則に従うこと
（３）動物の生命及び身体を尊重し、動物の愛護及び管理に関する法律その他の関係法令の趣旨に沿った取扱いを行うこと
（４）子ども、高齢者その他の関係者の人格を尊重し、その安全に配慮すること
（５）活動の日程を守り、参加することができない事由が生じたときは、速やかに当法人に連絡すること
（６）当法人の名誉及び信用を損なわないこと
（７）食品を取り扱う活動においては、当法人の定める衛生管理の方法に従うこと

（禁止事項）

第３１条　活動に参加する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）当法人の許可なく、活動に関連して金銭、物品その他の利益を収受し、又は要求すること
（２）当法人の許可なく、当法人の名において第三者と交渉し、又は約束をすること
（３）当法人の承認なく、保護動物を第三者に譲渡し、貸与し、又は遺棄すること
（４）動物又は関係者に対する虐待、暴力、暴言、ハラスメントその他の不適切な行為
（５）特定の宗教を信仰する立場から行う勧誘その他これに類する行為
（６）特定の政党又は候補者を支持する立場から行う選挙活動その他これに類する行為
（７）当法人の許可なく行う、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類する行為
（８）活動を通じて知り得た他の会員、活動に参加する者又は関係者の個人情報を、活動の目的以外に利用すること
（９）飲酒その他により活動の安全な遂行に支障がある状態で活動すること

（１０）その他前各号に準ずる行為で、当法人が不適当と判断するもの

（活動登録の抹消）
第３２条　応援パートナーは、当法人所定の方法により、いつでも活動登録の抹消を申し出ることができる。この場合においても、退会の申出をしない限り、会員資格は存続する。
２　当法人は、応援パートナーが第３０条若しくは第３１条に違反したとき、その他活動の継続が適当でないと認めるときは、その活動登録を抹消することができる。
３　前項の場合において、当法人は、必要に応じ、あらかじめ本人に弁明の機会を与えるよう努める。

第６章　企業協賛

（協賛の方法）
第３３条　協賛企業は、第１３条第１項第３号に定める年会費のほか、当法人と協議のうえ、次の各号に掲げる方法により当法人の活動を支援することができる。
（１）物品、設備又は役務の提供
（２）活動場所、保管場所その他の施設の提供
（３）商品又はサービスの売上の一部の寄付
（４）募金箱、寄付型自動販売機その他の設置による協力
（５）役員又は従業員による活動への参加
（６）その他当法人と協賛企業とが合意する方法
２　前項各号の支援の具体的な内容、期間及び条件は、必要に応じ、当法人と協賛企業との間で別途書面により定める。

（協賛表示）
第３４条　当法人は、協賛企業の同意を得て、当法人のウェブサイト、印刷物、活動場所その他の媒体において、協賛企業の名称、商号、ロゴ等を掲出することができる。
２　協賛表示の方法、範囲及び期間は、当法人が定める。協賛表示は、当法人が協賛企業の商品又はサービスを推奨するものではない。
３　協賛企業は、当法人の許可を得た場合に限り、自己の広告、ウェブサイト等において当法人の名称及びロゴ並びに協賛の事実を表示することができる。この場合において、協賛企業は、当法人がその商品又はサービスを推奨していると誤認させる表示をしてはならない。

（協賛の中止）
第３５条　当法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛企業に通知したうえで、協賛表示を停止し、又は企業協賛としての取扱いを終了することができる。
（１）協賛企業が第２２条第１項の表明及び保証に反したとき
（２）協賛企業又はその役員若しくは従業員が、動物の虐待その他動物の愛護に反する行為を行ったことが判明したとき
（３）協賛企業の事業活動により、当法人の名誉又は信用が損なわれるおそれがあると認めるとき
（４）その他協賛の継続が適当でないと認めるとき
２　前項の場合においても、既納の会費は返還しない。

（役員又は従業員の活動への参加）
第３６条　協賛企業の役員又は従業員が活動に参加する場合には、第５章の規定を準用する。
２　前項の場合において、当法人は、協賛企業に対し、参加者の名簿の提出、保険への加入の確認その他必要な協力を求めることができる。

第７章　個人情報、秘密保持及び情報発信

（個人情報の取扱い）
第３７条　当法人は、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーが入会の申込みの際に届け出た情報及び第１１条により変更された情報（以下「会員情報」という。）を、関係法令及び当法人のプライバシーポリシーに従い、適正に管理し、その保護のために必要な措置を講ずる。
２　当法人は、会員情報を、当法人の活動の運営、連絡、会費の管理その他必要な範囲においてのみ利用し、本人の同意を得ずに利用目的の範囲を超えて利用しない。
３　当法人は、次の各号に掲げる場合を除き、会員情報を第三者に提供しない。
（１）本人の同意が得られた場合
（２）法令により開示を求められた場合
（３）個別の会員を識別することができない状態で提供する場合
４　当法人は、活動の実施に必要な範囲において、あらかじめ本人の同意を得たうえで、活動場所の管理者、連携団体、譲渡先、動物病院、保険会社その他の関係者に対し、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーの氏名、連絡先その他必要最小限の情報を提供することができる。
５　当法人は、会員資格の喪失から一年が経過したときは、当該ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーに係る会員情報を廃棄することができる。

（秘密保持）
第３８条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、当法人の活動を通じて知り得た次に掲げる情報を、当法人の承認なく第三者に開示し、又は漏らしてはならない。
（１）保護動物の元の飼い主、譲渡希望者及び譲渡先に関する情報
（２）他の会員及び活動に参加する者に関する情報
（３）子ども食堂その他の活動において支援を受ける子ども及びその家族に関する情報
（４）その他当法人が非公開とする情報

（秘密保持義務の存続）
第３９条　前条の義務は、会員資格の喪失後も存続する。

（情報発信）
第４０条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、当法人の許可なく、活動に関連して取得した写真、動画、記録その他の情報を、ＳＮＳ、ブログその他の媒体に投稿し、又は公表してはならない。
２　子どもが関わる活動においては、子どもの容貌が識別できる写真等の撮影及び公表は、当法人が本人及び保護者の同意を得た場合に限り、行うことができる。
３　当法人は、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーによる情報発信が当法人の名誉若しくは信用を損ない、又は関係者の権利を侵害するおそれがあると認めるときは、当該ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーに対し、その削除又は訂正を求めることができる。

（名称及びロゴの使用）
第４１条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、当法人の許可なく、当法人の名称、ロゴその他の表示を使用してはならない。
２　当法人は、使用を許可した場合であっても、必要があると認めるときは、理由を示して、その使用の中止及び掲載媒体からの削除を求めることができる。ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナーは、これに応じなければならない。

第８章　安全配慮、保険及び責任

（安全配慮）
第４２条　当法人は、活動に参加する者が安全に活動することができるよう、活動の内容に応じた必要な配慮を行うよう努める。
２　活動に参加する者は、自らの健康及び安全に留意し、体調不良その他活動に支障がある事由が生じたときは、無理をせず、速やかに当法人の担当者に申し出るものとする。
３　動物を取り扱う活動においては、当法人の定める取扱いの方法並びに咬傷、擦過傷及び

人と動物の共通感染症の予防に関する指示に従わなければならない。
４　当法人は、活動に参加する者に対し、必要に応じ、健康状態の申告、予防接種の状況の申告その他の措置を求めることができる。

（保険）
第４３条　当法人は、活動中の事故に備え、ボランティア保険その他の保険に加入するよう努める。
２　補償の範囲及び金額は、当該保険契約の定めるところによる。

（事故及び災害時の対応）
第４４条　活動中に事故、負傷、動物の逸走、災害その他の緊急の事態が生じたときは、活動に参加する者は、直ちに当法人の担当者に連絡し、その指示に従うものとする。
２　当法人は、事故等が生じたときは、被害の拡大の防止及び関係者の安全の確保を最優先とし、必要に応じて医療機関、警察署その他の関係機関に連絡する。

（当法人の責任）
第４５条　当法人は、ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナー及び活動に参加する者に生じた損害について、当法人の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わない。
２　活動に参加する者が、当法人の指示又は活動場所の規則に反して行動したことにより損害が生じたときは、当法人は、その損害について責任を負わない。
３　当法人が第１項の損害について賠償の責任を負う場合において、当法人に故意又は重大な過失があるときを除き、その賠償の額は、当法人が加入する保険により填補される額を限度とする。

（ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナー等の責任）
第４６条　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナー又は活動に参加する者が、この規程に違反し、又は故意若しくは過失により当法人若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。
２　ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナー又は活動に参加する者が、その活動に関連して第三者に損害を与えたときは、当該ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナー又は活動に参加する者は、当法人と協力してその解決に当たるものとする。この場合において、当法人が第三者に対し損害を賠償したときは、当法人は、当該ＨａｐｐｙＢｏｎｄパートナー又は活動に参加する者に対し、その責めに帰すべき割合に応じて求償することができる。
３　前２項の規定は、会員資格を喪失した後も、その効力を有する。

第９章　雑則

（細則）
第４７条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により、細則その他の定めをもって定めることができる。

（規程の変更）
第４８条　当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、この規程を変更することができる。ただし会費の額は総会決議による。
２　変更後の規程は、当法人のウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知した時から、その効力を生ずる。

（協議及び管轄）
第４９条　この規程に関して生じた疑義又は紛争については、当法人と当事者とが誠実に協議して解決を図る。
２　協議により解決しないときは、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附　則

1　この規程は、令和８年４月２８日から施行する。
2　この規程の施行の際現に応援パートナー、寄付サポーター又は企業協賛である者については、施行の日からこの規程を適用する。